

所管課：都市整備部都市計画政策課

期 間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和4年度北本中央緑地・下原緑地公園管理運営評価表

1 施設概要

設置目的	都市公園として市民の利用に供し、公共福祉の増進に資すること。
施設内容	都市公園
指定管理料の支出額	協定締結額 8,982,600円 支出済額 8,982,600円

2 指定管理者

名称	特定非営利活動法人北本雑木林の会
所在	北本市緑4丁目259番地
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
業務範囲	(1) 管理施設等の維持管理及び緑化推進事業に関する業務。 (2) その他設置目的を達成するために必要な業務、協議上定めた業務。

3 管理運営の実績

施設の貸出状況等	・開放施設のため、貸出はなし。
料金収受の状況	・開放施設のため、利用料の収受はなし。
自主事業の状況	・自然観察会、中学生ボランティア教室等を実施した。
施設維持管理の状況	・清掃、設備の点検補修、警備、植栽の管理等を実施した。
収支の状況	(1) 収入 8,982,600円 指定管理料 8,982,600円 (2) 支出 8,980,011円 事業費 5,194,658円 管理費 3,715,353円 法人住民税・県民税・市民税 70,000円 (3) 収支 2,589円

4 利用者の満足度調査等

利用者のアンケートの結果、苦情とその対応	雑木林を利用する理由については、健康のため、自然が好きなためという回答が約70%を占め、これからの雑木林はどのような公園にしてほしいかについては、約62%が自然保護型の公園を希望していた。 苦情に対しては、啓発看板の設置及び直接職員が現地を確認し注意を行う対応を行った。
----------------------	--

5 庁内検査委員会のまとめ

所見	特になし
----	------

6 前回評価委員会の指摘事項

指摘事項	・武蔵野の原風景を再生、維持していくために、市は指定管理者と意志疎通をとりながら適切な伐採等について、協力して調査・研究すること。
対応状況	・北本中央緑地の管理については、「10年後を見据えた森づくり」に基づき、整備を行っているところである。 今後も、雑木林の再生、維持のために、指定管理者と連携し、調査・研究に努めてまいります。

7 評価委員会のまとめ

総合評価	● A：業務が履行され、施設の管理運営が適切になされている。 ○ B：一部改善を要する事項はあるが、施設の管理運営がほぼ適切になされている。 ○ C：履行に重大な問題がある。
所見	

(評価実施日 令和5年7月27日)